

## 苗木城城郭 VR 再現プロジェクト事業 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

苗木城城郭 VR 再現プロジェクト事業 業務委託

### 2 業務の目的

中津川市は、リニア中央新幹線の開業を見据え、国の指定史跡である「苗木城跡」の文化財をいかに魅力的な観光資源として活用するかが重要課題となっている。苗木城跡は歴史的価値や展望・景観などで観光客から人気のスポットになっているが、城郭が現存しておらず、訪れた観光客が当時の威容を十分に実感しにくいという現状があるため、VR 技術を活用して当時の城郭を、専門家監修のもと本格的に再現し「苗木城跡の新たな魅力を創出」することで、文化的な魅力発信に加え、観光地としての魅力向上や来城者数の増加など、文化財を活用した観光産業の活性化を図ることを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

### 4 業務内容

#### (1) VR コンテンツの制作

苗木城の城壁を忠実・本格的に再現した VR データを作成し、スマートホンなどのタブレットを活用して来場者が「安全」「誰でも」「簡単」「快適」に楽しめるコンテンツを制作し、令和 8 年 9 月 1 日までにサービスを開始する。

##### ○基本仕様

- ・VR データの制作については、苗木遠山史料館に展示される「苗木城城郭の模型」を、VR サービスの使用者がストレスなく快適に使用できる環境(システム、3D データ容量、現地の通信状況調査の結果などを踏まえ)を前提に、忠実・高精密に再現すること。また、中津川市の学芸員や苗木遠山史料館の職員など、専門的な知識を有する専門家の監修を受けて制作すること。※再現する苗木城城郭については「別紙 1」参照
- ・VR サービス構築にあたり、利用者の離脱率を下げるため、苗木城跡の通信状況を調査した上で、HP 及び VR サービスについては一般的な利用状況で、ブラウザにおいて可能な限り早く表示・利用開始できるよう最適化すること。
- ・仕様書「別紙 1」の①②地点については、「全天球（360 度）」の範囲で、城跡や周りの風景が再現されているようにすること。

※上下左右どこを見ても城郭や周りの風景等が再現され、スマートホン等

のタブレットで見ることができる。

- ・仕様書「別紙1」の③④地点については、「水平方向180度の半天球」の範囲以上で、城全体の城跡や周りの風景が再現された姿を楽しむことができるようすること。

※水平方向180度以上の上下左右で城郭や周りの風景等が再現され、スマートホン等のタブレットで見ることができる。

- ・CGで再現した苗木城城郭と、利用者自身がその中に入り記念撮影ができる機能を構築し、「別紙1」「別紙2」に記載される各VRの体験箇所（4箇所以上）それぞれのCGを各箇所1種類以上、計4種類以上作成し、すべてのスポットで利用できるようにすること。
- ・VRの体験箇所での利用の際、遺構と3Dモデルのズレを最小限に抑えること。
- ・スマートホンなどのタブレット画面全体で、再現した城郭を楽しむことができるること。
- ・苗木城の歴史・魅力や建物の遺構や見どころなど、利用者が求めた際に紹介できるガイド機能などを、日本語と英語（専門家によるネイティブチェックを必須とする）の言語に対応できるように制作すること。なお、日本語と英語以外の言語を提案する場合は、ネイティブチェックを必須としない。※機械翻訳等の使用も認める。
- ・利用者数等のデータが取れる内容とし、またどのように来場者の増加や観光施策に活かすか提案すること。
- ・専用のアプリインストールが不要で、QRコードを読み込むだけで体験可能な内容にすること。※WEBブラウザにアクセスのみで利用可能（スマートホンなどのタブレット等にインストールするタイプのアプリではない）であること
- ・VRサービスの運用にあたって必要な能力を有し、安全性の高いサーバーを用意すること。
- ・システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を定期的に行うこと。また、OSやWEBブラウザのバージョンアップがあった際は、システム上で隨時対応すること。
- ・iOSやAndroidなどのOSの最新アップデートについて、システム上で隨時対応すること。
- ・基本仕様の条件に基づき、次年度以降のランニングコストについて、VRサービスの運用にかかるすべての経費を含めて、年間50万円以下で実施できること。ただし、急激な社会情勢の変化、物価の変動等により、当該金額が不適当となったと認められる合理的な理由がある場合は、両者協

議の上、適正な価格に改訂することができるものとする。なお、ランニングコストの支払いについては、中津川市から受託事業者に支払うものとする。

- ・VRサービス開始前に、操作マニュアルの作成やスタッフ向け説明会などを実施すること。

#### ○VR体験箇所

- ・VRの体験箇所、再現する城郭イメージについては「別紙1」「別紙2」に記載される4箇所を必須とする。
- ・安全性の観点から、「VRサービス利用時に注意事項を表示して使用する際に確認が必要にする」や「指定した場所での利用制限ができるようになる」など、安全に関する注意喚起や対策を講じること。
- ・追加で新たな再現箇所を設ける提案をする際は、どのように安全確保を徹底するか、具体的な対策を提案すること。

#### ○事業スケジュール

- 4月中下旬 委託契約の締結・事業着手
- 7月中旬 VRの現場検証開始、修正作業 等
- 8月 最終調整、運用テスト
- 9月1日までにサービス開始 ※期限厳守

### （2）利用促進のプロモーション

制作するVRサービスについて、利用促進につなげるPRや、利用者の利便性向上を目的に、150万円を超えない範囲で費用対効果の高いプロモーション事業を実施する。

#### ①苗木城城郭VRサービスの紹介用ホームページの制作

- ・VRサービスを紹介するベースとなる、ホームページを制作する。また、利用者が分かりやすく、簡単に利用できるよう説明されていること。

#### ②サービスの情報発信

- ・SNSや広告宣伝などを実施し、当サービスの情報発信、利用促進を図る。
- ・その他、外部に向けた利用促進の情報発信を実施する。

#### ③ポスター・チラシの制作

- ・VRサービスの魅力紹介や利用方法を伝えるポスター、チラシを企画・デザイン・制作する。

#### ・仕様

ポスター：100部 A2以上、片面カラー

チラシ：40,000部 A4、両面カラー

#### ④現地利用箇所での案内看板 等

- ・現地に訪れた来城者に、VR サービスの紹介と利用方法を紹介する看板を設置する。
- ・VR サービスを実施する各 4 地点以上に、移動可能で安全性や維持管理にも優れた看板を、設計・作成の上現地に設置する。なお、国史跡のため、基礎の設置や地面の掘削など史跡を傷つける行為は認められない。
- ・経年劣化や天候に左右されにくい設計とすること。また、反射や汚損等により QR を読み込めない事例に対しての、対策を講じること。

### (3) その他

公募型プロポーザルにおける提案事項については、中津川市と受注者の協議により実施方法等を確定する。

## 5 著作権等の帰属

- (1) 委託者が受託者に提供する情報に基づく登録データ等は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 本業務により作成された成果物（以下「成果物」という。）に係る所有権、著作権及びその他の権利は委託者に帰属するものとし、委託者による二次利用を可能とする。また、受託者は委託者に対し著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

## 6 成果物の提出

- ・VR サービスを開始できる環境を構築し、サービス提供を開始する。  
※令和 8 年 9 月 1 日までの開始を必須とする。
- ・制作したデータやチラシ・ポスター・看板のデータなど、本業務により作成された成果物について、中津川市が指定するデータに変換するなどして、電子データで提出すること。また、VR データについては、WebGL 等で即時利用可能な形式の他、再利用可能な汎用 3D 形式（FBX、GLB 等）及びテクスチャ一式を含むこと。
- ・事業終了後、実施した業務の結果に基づき、業務に対する報告書を二次利用可能な形式にて作成し、電子データで提出すること。

## 7 再委託の禁止

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により委託者の承認を得るものとする。

## 8 法令遵守

業務の実施にあたっては、法令を遵守すること。

## 9 損害賠償

受託者の故意または過失により、委託者に損害を与えた場合、受託者は委託者にその損害を賠償しなければならない。

## 10 契約の解除

- (1) 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他の手続きを要しないで、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。
  - (ア) 官庁から営業の取り消し、停止等の処分を受けたとき
  - (イ) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形交換所から不渡処分を受けたとき
  - (ウ) 破産、会社更生、特別清算、民事再生法手続開始決定の申立があったとき
  - (エ) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたときとき
  - (オ) 解散、合併、会社分割、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
  - (カ) 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき
- (2) 委託者又は受託者は、相手方が契約違反し、相当の期間を定めて是正を催告しても是正しないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

## 11 その他

- (1) 委託業務の遂行にあたっては、各種関係法令等の内容を遵守するほか、委託者と十分に協議を行い、委託者の意見や要望を取り入れながら実施すること。なお、国や委託者が定める基準が改訂された際は、それに適合するよう、迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
- (2) 契約期間満了等に伴い本業務の受託者が変更となる場合、次期契約期間の開始に間に合うよう、受託者は本業務の引継ぎに関する引継書を作成し、当市と次期受託者に対し、説明を行うとともに、業務が円滑に引き継がれるよう、誠実に対応すること。

- (3) 月1回以上、事務局へ業務の進捗報告等を行うこと。なお、VRサービスの開始後には中間報告として成果をとりまとめ提出すること。
- (4) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受託者の責任において補填し作業するものとすること。
- (5) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたときは、委託者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (6) その他仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

## 1.2 事務局

中津川市文化スポーツ部文化課 担当：畠佐、清水  
〒508-0041 岐阜県中津川市本町2丁目3番25号 本町分庁舎  
TEL：0573-66-1111(内線 4313)  
FAX：0573-65-5795  
E-mail : [bunka@city.nakatsugawa.lg.jp](mailto:bunka@city.nakatsugawa.lg.jp)

## 苗木城城郭の模型写真、復元箇所、城郭のイメージ等について

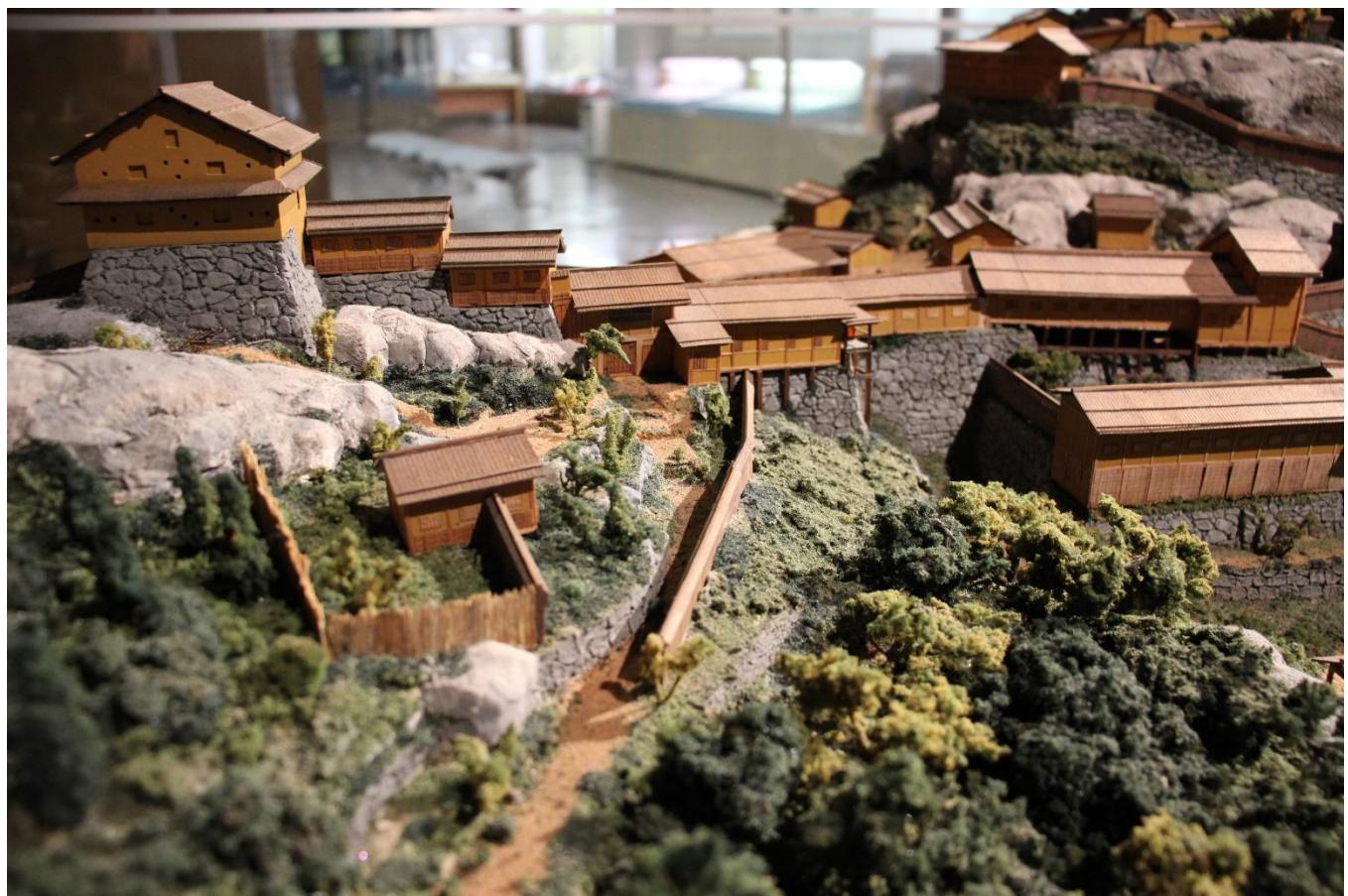
苗木遠山史料館　苗木城城郭の模型写真



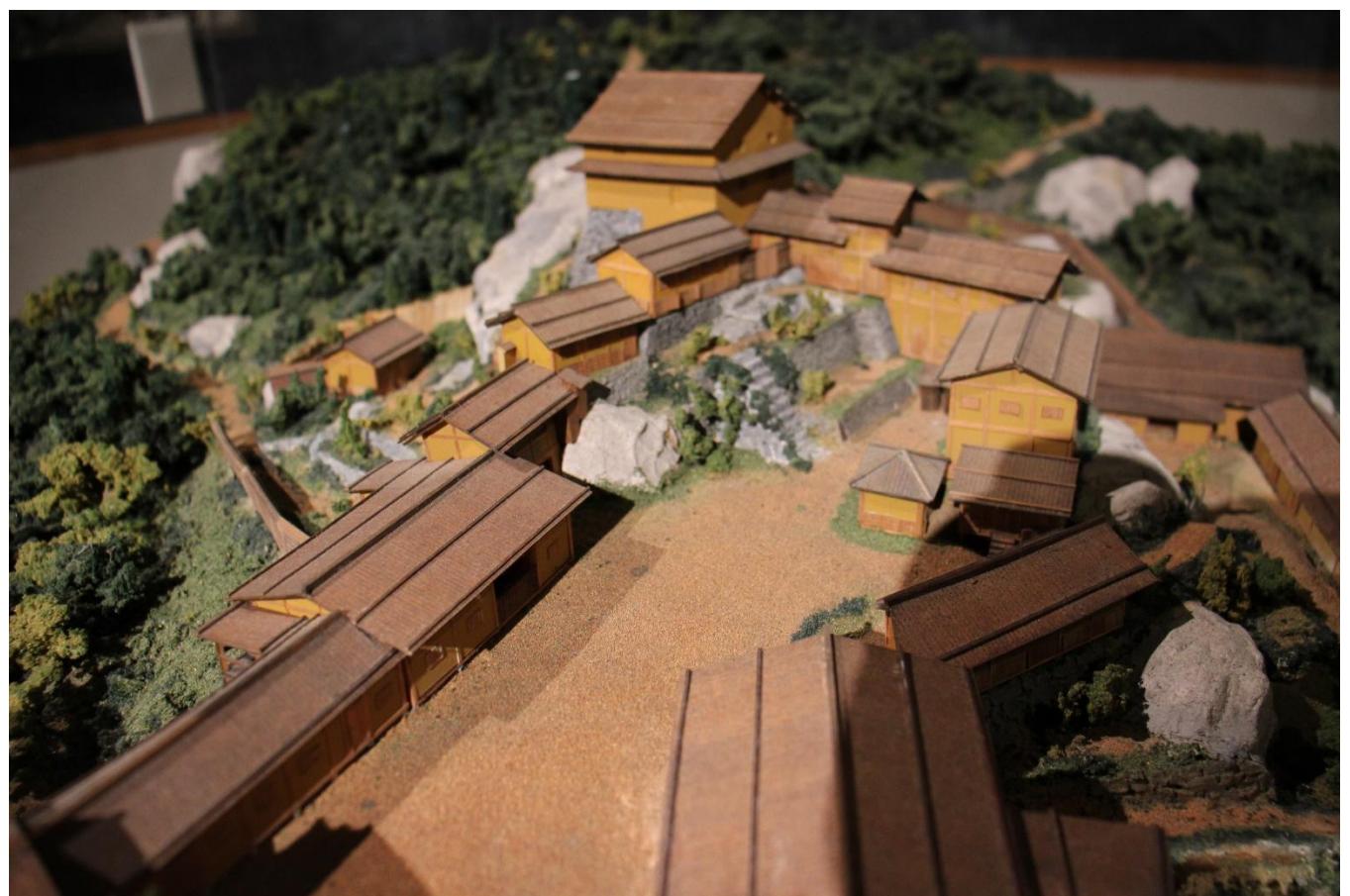
①②地点 史跡・模型写真 1 (360° 城跡再現箇所)



①②地点 史跡・模型写真2 (360° 城跡再現箇所)



①②地点 史跡・模型写真3（360°城跡再現箇所）



③地点 史跡・模型写真（遠景からの城跡再現箇所）



④地点 史跡・模型写真（遠景からの城跡再現箇所）



VRで復元する城跡のイメージ図



## VRサービスの利用イメージ



## 苗木城城郭 VR 再現プロジェクト事業 VR 再現箇所の位置図

